

会計・税務、人事・労務、行政手続に役立つ

東京会計ニュース

2024.05

東京会計グループ発行

◆税理士法人 東京会計グループ◆社会保険労務士法人 東京労務グループ◆行政書士法人 東京行政書士グループ

給付金
給与計算

定額減税について(所得税 3 万、住民税 1 万 計 4 万の減税)

令和6年分所得税について、令和 6 年分の給与収入 2,000 万以下(合計所得金額 1,805 万円以下)である方が対象となります。制度概要については以下の通りです。

……………定額減税の概要……………

1. 定額減税額:本人 3 万+(同一生計配偶者・扶養親族人数分×3 万)
2. 事業者(給与支払者)が行う必要がある事務作業
 - (1) 毎月の給与支給時に、源泉徴収税額から控除する(令和 6 年 6 月以後に支払う給与等から)
 - (2) 年末調整で、年末調整時点の定額減税額に基づき清算を行う
3. 住民税についても別途 1 万が控除されます。 ※市町村からの通知書で減税済みのため手続きはありません。

※ 2024(令和 6)年度分の個人住民税は、2023(令和5)年 1 月 1 日~12 月 31 日までの収入に基づき 2024(令和6)年 6 月ごろに個人住民税の納税通知書・特別徴収税額通知書が送付されます。

……………定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)……………

定額減税において、納税者本人と扶養親族(配偶者を含む)の数から算定される定額減税額について、2024(令和6)年の所得税額・住民税額が少ないため、控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額(1万円単位)が市区町村から給付されます。

なお、給付額の算定は 2023(令和5)年の所得税額に基づいて計算されます。

給付については、対象となる方(個人)に各市区町村よりご案内がある予定です(各市区町村が定める申請期限がありますのでご注意ください)

※ 2024(令和6)年分の所得税額が確定した後、2023(令和5)年と比較して所得に変動があるなどの一定の事情によって、当初の給付額に不足があることが判明した場合は追加で給付されます。

……………住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯への給付金……………

(1 世帯あたり 10 万+子ども加算 5 万×18 歳以下の子どもの人数)

2024(令和6)年度分の住民税について、①新たに住民税非課税となる世帯 または、②新たに住民税均等割のみ課税される世帯に対して、10 万円が給付されます。

なお、当該世帯において 18 歳以下の児童がいる場合は、「子ども加算」として児童 1 人当たり5万円が給付されます。

給付については、対象となる方(個人)に各市区町村よりご案内があります(各市区町村が定める申請期限がありますのでご注意ください)

……………定額減税に関してお困りのことは……………

定額減税に関する制度内容や給与算定、給付における事務作業で疑問点、不明点、相談等あれば、東京会計の会計・税務、人事・労務の担当者までご相談ください。

補助金

生産性革命推進事業で通年公募される補助金について

下記の4つの補助金については、従来の補助金からの変更点として通年での公募となるため、今後は十分な準備をした上で、都合の良いタイミングで、申請・事業実施が可能となります。（募集の締切が年3回程度設けられる見込みです）

.....生産性革命推進事業に係る補助金 ※5月20日現時点の募集状況.....

1. ものづくり補助金（※5月20日現在受付開始待ち）

機械装置、原材料費、外注費、クラウドサービス利用料等、中小企業・小規模事業者の生産性向上や持続的な賃上げに向けて、革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資・システム構築を支援する補助金です。

2. IT 導入補助金（※5月20日現在受付中／7月19日締切）

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金です。

3. 小規模事業者持続化補助金（※5月20日現在受付中／5月27日締切）

販促チラシ、生産性向上の機械・備品の購入など、小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓・事業再建の取組等を支援する補助金です。

4. 事業承継・引継ぎ補助金（※5月20日現在受付開始待ち）

中小企業等の事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援する補助金です。

助成金

雇用関係、労働条件等関係の助成金

新たな雇用や従業員の休職・介護等に対して活用できる助成金をご紹介します。

.....雇用の目的と該当する助成金の例.....

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1. 労働者の雇用維持を図る（休業、職業訓練等） | →雇用調整助成金 |
| 2. 中途採用により正社員を雇い入れる | →早期再就職支援等助成金 |
| 3. 高齢者、就職困難者等を雇い入れる | →特定求職者雇用開発助成金 |
| 4. 介護等、仕事と家庭の両立支援等に取り組む | →両立支援等助成金 |
| 5. 労働者の職業能力の向上を図る | →人材開発支援助成金 |
| 6. 賃金引き上げと同時に設備投資を行う | →業務改善助成金 |

.....東京会計による補助金・助成金申請サポート.....

東京会計では事業計画書等の申請書の作成、電子申請サポートなど補助金の申請に関するサポートを行っております。販路開拓や生産性向上、賃上げや働き方改革等をご検討されていれば、活用できそうな補助金、助成金について当社でお調べしてご提案いたしますので、まずは会計、労務の担当者か、補助金サポート担当の飯田までご相談ください。（連絡先:080-3725-1010）

●右の QR コードから当社 HP にアクセスできます。お手持ちのスマートフォンから読み取ることで、当社のサポートに関する情報や過去の東京会計ニュースの閲覧の他、資金繰表など会計様式のダウンロードも可能です。



●掲載している内容に関してお尋ねがある場合、まずは会計、労務の担当者までご連絡ください。

※QR コードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。